

(公社)日本ボクシング連盟医事ハンドブック 新旧対照表

NO	項目	改正後	改正前
1	表紙	公益社団法人 日本ボクシング連盟 医事委員会 (2025/04/01改訂)	一般社団法人 日本ボクシング連盟 医事委員会 (2020/04/01改訂)
2	目次	CHAPTER VIII 試合後健診……………23～ 8-3 脳振盪の評価	CHAPTER VIII 試合後健診……………23～ 8-3 脳震盪の評価
3		CHAPTER IX 競技(出場)停止について……………26～ 9-2 脳振盪と意識消失(LOC : Loss Of Consciousness) 9-3 KO・脳振盪・LOC後の対応	CHAPTER IX 競技(出場)停止について……………26～ 9-2 脳震盪と意識消失(LOC : Loss Of Consciousness) 9-3 KO・脳震盪・LOC後の対応
4		CHAPTER X 衛生規則……………28～ 10-3 ひげ	CHAPTER X 衛生規則……………28～ 10-3 ひげ・つけまつげ
5		CHAPTER X III 資料……………35～ 削除	CHAPTER X III 資料……………35～ 13-2-4 女子申告書(大会申し込み時に提出)
6		13-5 競技(出場)停止書類(様式) 13-5-1 頭部外傷・脳振盪による競技停止書類	13-5 競技(出場)停止書類(様式) 13-5-1 頭部外傷・脳震盪による競技停止書類
7		13-6 脳振盪・段階的復帰プログラム	13-6 脳震盪・段階的復帰プログラム
8		2-2 医事全般(表中 右) P2	ピアス(ピアス穴維持用ピアスを含む)、その他の身体のアクセサリー(つけまつげを含む)
9	3-1-1 競技会前 b) P3	b)他のメディカルジュリーと共に健診会場を点検し、十分なスペースとプライバシーが確保されていること、備品の準備が整っていること、スムーズな動線が確保されていることを確認し、問題がある場合は健診を担当するID(テクニカルデリゲート)と協議する。	b)他のメディカルジュリーと共に健診会場を点検し、十分なスペースとプライバシーが確保されていること、備品の準備が整っていること、スムーズな動線が確保されていることを確認し、問題がある場合は健診を担当するDSと協議する。

NO	項目	改正後	改正前
10	3-2 メディカルジュリーの任務 a) P4	a) 凶スポーツエントリー ズ チェック、試合前健診	a) 凶スポーツエントリー_チェック、試合前健診
11	3-3-1 ニュートラルコーナーでの選手の評価 P5	リングサイドドクターは、自身の判断で各ラウンドインターバル中に TD に対して選手の診察を行いたい意思を表明することができる。TDに指示されたレフリーは、次のラウンド開始時に「ストップ、タイム」の合図を出し、選手を診察のためにリングサイドドクターのところまで誘導する。	リングサイドドクターは、自身の判断で各ラウンドインターバル中に DS に対して選手の診察を行いたい意思を表明することができる。DSに指示されたレフリーは、次のラウンド開始時に「ストップ、タイム」の合図を出し、選手を診察のためにリングサイドドクターのところまで誘導する。
12	3-3-2 リング内での医事活動 P5	選手に深刻な傷害の危険性が見られる場合には、診察したリングサイドドクターは、 TD に通知し、試合を中止させる必要がある。その決定は、すべてに優先される。	選手に深刻な傷害の危険性が見られる場合には、診察したリングサイドドクターは、 DS に通知し、試合を中止させる必要がある。その決定は、すべてに優先される。
13	【CHAPTER IV 健診】 P7	競技会健診 a) 凶スポーツエントリー ズ チェック	競技会健診 a) 凶スポーツエントリー_チェック(競技開始1~2日前に実施される)
14	4-6-1 スポーツエントリーチェック P10	4-6-1 スポーツエントリー ズ チェック 削除 1. メディカルジュリーは、 TD 、実行委員会役員とともに同席し、チーム監督の提出する健康申告書を確認する 削除	4-6-1 スポーツエントリー_チェック 1. すべての日連公認競技会において、競技1~2日前に実施される。 2. メディカルジュリーは、 DS 、実行委員会役員とともに同席し、チーム監督の提出する健康申告書を確認する 3. 女子選手については、大会参加申し込み時に提出された女子申告書も併せて確認する。
15	4-6-2 試合前健診 P10	6. 選手に健診の結果での試合不適格を告げることができるのは当日の総合判定のメディカルジュリーのみである。試合不適格となった選手の選手手帳は TD に届けられ失格となる。	6. 選手に健診の結果での試合不適格を告げることができるのは当日の総合判定のメディカルジュリーのみである。試合不適格となった選手の選手手帳は DS に届けられ失格となる。
16	実施項目 2. 健診項目 P11	・歯牙、口腔内、咽喉内の診察を行う。 歯列矯正器具を装着している選手は作成した歯科医の許可(診断書)があれば競技が可能である。着脱式の場合は外して競技し、固定式の場合は歯科医が作成した マウスピース を装着しなければならない。	・歯牙、口腔内、咽喉内の診察を行う。 歯列矯正器具を装着している選手は作成した歯科医の許可(診断書)があれば競技が可能である。着脱式の場合は外して競技し、固定式の場合は歯科医が作成した ガムシールド を装着しなければならない。
17	<当日、病気や外傷で欠場する場合の取り扱い> P12	・健診責任者 TD へ選手(代理人)、メディカルジュリー統括者と一緒に報告する。	・健診責任者 DS へ選手(代理人)、メディカルジュリー統括者と一緒に報告する。

NO	項目	改正後	改正前
18	4-7 女子選手が参加する大会の健診について P12	<p>削除</p> <p>男女が参加する競技会では、男女別々の健診室、計量室を用意してはいけない。部屋が用意できない場合には、男女の時間をずらして健診、計量を行う。女子の健診の陪席は必ず同性でなければならない。計量は同性の役員によって行わなければならない。</p>	<p>女子選手は、大会参加申し込み時に日本連盟の定める女子健康申告書を提出しなければならない。(試合当日の提出は不要)</p> <p>男女が参加する競技会では、男女別々の健診室、計量室を用意してはいけない。部屋が用意できない場合には、男女の時間をずらして健診、計量を行う。女子の健診の陪席は必ず同性でなければならない。計量は同性の役員によって行わなければならない。</p>
19	6-2 頭部・顔面の創傷からの出血 P20	<p>すべてのカットや擦過傷などからの出血は、滅菌ガーゼで局所を圧迫する。セカンドは常に滅菌ガーゼを携帯していなくてはならない。出血が著明な場合は、ドクターはガーゼを用いて局所を圧迫し止血することができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>すべてのカットや擦過傷などからの出血は、滅菌ガーゼで局所を圧迫する。セカンドは常に滅菌ガーゼを携帯していなくてはならない。出血が著明な場合は、ドクターは1万倍ボスミン0.1%アドレナリン液を浸したガーゼを用いて局所を圧迫し止血することができる。</p> <p>以下省略</p>
20	6-6 口腔内の外傷 P20	<p>競技中にマウスピースが外れて、口腔粘膜損傷をきたすことがある。創が大きい場合は縫合の必要があることがある。小さいものは自然治癒することがほとんどである。こまめにうがいをするよう促す。歯牙破折の場合は、速やかに歯科受診させる。明らかな外傷のない歯茎よりの出血や疼痛は下顎骨骨折をきたしている場合がある。</p>	<p>競技中にガムシールドが外れて、口腔粘膜損傷をきたすことがある。創が大きい場合は縫合の必要があることがある。小さいものは自然治癒することがほとんどである。こまめにうがいをするよう促す。歯牙破折の場合は、速やかに歯科受診させる。明らかな外傷のない歯茎よりの出血や疼痛は下顎骨骨折をきたしている場合がある。</p>
21	【CHAPTER VII リング内でダウンした選手に対する処置】 P21	<p>まずはヘッドガード、マウスピース、グローブを外し、楽にした状態で観察する。嘔吐している場合は、側臥位から腹臥位を取らせる。</p>	<p>まずはヘッドガード、ガムシールド、グローブを外し、楽にした状態で観察する。嘔吐している場合は、側臥位から腹臥位を取らせる。</p>
22	【CHAPTER IX 競技(出場)停止について】 P26	<p>頭部に強い打撃を受けてKOやRSCIになったと判断した場合、試合後健診を担当したメディカルジュリーはそのダメージを判断して競技停止期間を選選手帳に記載する(選選手帳の改訂までは、巻末の書類を使用する。(13-5)。その後の経過等により、競技停止期間は延長されることはあっても、短縮することはできない。</p> <p>競技(出場)停止のルールは競技会外で脳振盪を生じた場合にも適用される。ボクシングの練習やスパリングはもちろんであり、他のスポーツや交通外傷などによる脳振盪も含まれる。脳振盪を生じた場合、速やかに都道府県連盟医事委員長へ報告し、競技停止など適切な対応をとらなければならない。</p>	<p>頭部に強い打撃を受けてKOやRSCIになったと判断した場合、試合後健診を担当したメディカルジュリーはそのダメージを判断して競技停止期間を選選手帳に記載する(選選手帳の改訂までは、巻末の書類を使用する。(13-5)。その後の経過等により、競技停止期間は延長されることはあっても、短縮することはできない。</p> <p>(新設)</p>
23	9-2 脳振盪と意識消失(LOC: Loss Of Consciousness) P26	<p>2. 1分未滿のLOCの場合 最低90日間の競技停止とする。</p>	<p>2. 1分以内のLOCの場合 最低90日間の競技停止とする。</p>
24	9-5 競技復帰にあたっての手続き P27	<p>スパリング・競技再開にあたっては、脳神経外科専門医の診断を要する。専門医の証明を書類に記載してもらおう。都道府県連盟医事委員長もしくは理事長が署名捺印し、復帰許可とする。確認は所属都道府県外の医事委員長でもよい。その場合、確認した医事委員長は所属都道府県医事委員長へ必ず連絡する。書類は日本連盟へ送付する。</p>	<p>スパリング・競技再開にあたっては、脳神経外科専門医の診断を要する。専門医の証明を書類に記載してもらおう。ブロック連盟医事委員長が確認後、最終的に復帰可能な旨を記載したのち、都道府県連盟医事委員長もしくは理事長が署名捺印し、復帰許可とする。書類は日本連盟へ送付する。</p>

NO	項目	改正後	改正前
25	9-6 練習等でKO・LOCが発生した場合 P27	練習やスパarringにてKOやLOCが発生した場合、指導者は地方連盟を通しブロック医事委員長に速やかに報告をしなければならない。 <u>なお他のスポーツや交通外傷などによる脳振盪も含まれる。</u> 報告をうけたブロック医事委員長は、状況を判断して、出場停止期間を決定する。以後の手続きは、試合時と同様である。	練習やスパarringにてKOやLOCが発生した場合、指導者は地方連盟を通しブロック医事委員長に速やかに報告をしなければならない。 <u>(新設)</u> 報告をうけたブロック医事委員長は、状況を判断して、出場停止期間を決定する。以後の手続きは、試合時と同様である。
26	【CHAPTERX 衛生規則】 10-3 ひげ P28	10-3 ひげ 10cm以下で首にかからない長さの顎髭、マウスピースを確認できる長さの口髭で競技に参加することが出来る。	10-3 ひげ・ <u>つけまつげ</u> クリンチの際、ひげやつけまつげは対戦相手の眼に入り角膜擦過傷を引き起こす可能性があるため危険性があるため禁止である。口髭・あご髭はきれいに剃らなければならない。
27	【CHAPTERX 衛生規則】 10-4 身体装飾品・器械、入れ墨・タトゥー P28	<u>クリンチの際、つけまつげは対戦相手の眼に入り角膜擦過傷を引き起こす危険性があるため禁止である。</u> ボクシング競技では、ピアス(ピアス穴維持用ピアスも含む)などの身体装飾品の装着は認められない。以下省略	<u>(新設)</u> ボクシング競技では、ピアスなどの身体装飾品の装着は認められない。以下省略
28	10-5 ガムシールド P28	10-5 <u>マウスピース</u> 選手は他人から借りた <u>マウスピース</u> を使用してはならない。 <u>マウスピース</u> は正確に、快適に適合していなければならない。できれば歯科医で作成するのが望ましい。口腔内の外傷を認識するために、赤系以外の色で作成する。不適合の <u>マウスピース</u> は役に立たず、口腔内を刺激し、嘔気を引き起こすことがあり、口腔内を傷つけることもある。競技の警告・失格にもつながる。口部を殴打されて吐き出された <u>マウスピース</u> は再装着の前によく洗浄されなければならない。	10-5 <u>ガムシールド</u> 選手は他人から借りた <u>ガムシールド</u> を使用してはならない。 <u>ガムシールド</u> は正確に、快適に適合していなければならない。できれば歯科医で作成するのが望ましい。口腔内の外傷を認識するために、赤系以外の色で作成する。不適合の <u>ガムシールド</u> は役に立たず、口腔内を刺激し、嘔気を引き起こすことがあり、口腔内を傷つけることもある。競技の警告・失格にもつながる。口部を殴打されて吐き出された <u>ガムシールド</u> は再装着の前によく洗浄されなければならない。
29	10-6 義歯・歯列矯正器 P29	選手は試合中義歯の装着は許可されていない。歯列矯正器も脱着できるものは外す。脱着できない歯列矯正器を装着した選手は健診の際に歯科医の診断書を提示し、自分の歯列矯正器に適合する <u>マウスピース</u> を使用しなければならない。 <u>下顎に歯列矯正器を装着する場合、下顎用マウスピースを使用しなければならない。</u>	選手は試合中義歯の装着は許可されていない。歯列矯正器も脱着できるものは外す。脱着できない歯列矯正器を装着した選手は健診の際に歯科医の診断書を提示し、自分の歯列矯正器に適合する <u>ガムシールド</u> を使用しなければならない。 <u>(新規)</u>
30	【CHAPTER XII アンチ・ドーピング】 12-2-2 サプリメント P33	省略 <u>日本ボクシング連盟は、選手のサプリメント摂取を推奨しない。更に、検査対象者登録リスト(RTP/TP)の選手および日本代表選手においては、サプリメント摂取を禁止している。</u>	省略 <u>日本ドーピング機構(JADA)はアンチ・ドーピング規則違反にならないことを確認したサプリメントをJADA公式認定商品としてマークを付けている。</u>

NO	項目	改正後	改正前
31	<p>【CHAPTER XⅢ 資料】 13-2-3 競技会用健康申告書(様式3) P40</p>	<p>13-2-3 競技会用健康申告書(様式3)</p> <p>全面改訂</p>	<p>13-2-3 競技会用健康申告書(様式3)</p> <p>1. 前年大会以降のことについて当てはまるものに○印もしくは記入して下さい</p> <p>(1) 外傷歴</p> <p>(2) 病歴(病院受診・投薬・手術を必要としたもの)</p> <p>(3) (1)・(2)がある場合、今回大会出場にあつての主治医の許可</p> <p>(4) TUE(治療用特例)申請が必要な薬物使用</p> <p>(5) 出場(競技)停止の有無</p> <p>2. 現在の体調について教えてください</p> <p>(1) フットコンタクトレス装置</p> <p>(2) 歯列矯正の有無</p> <p>(3) 今大会に向けて、減量しましたか?</p> <p>(4) 女子のみ 現在妊娠していますか?</p> <p>あてはまるものに○印を付けて下さい(毎日1週間)</p> <p>女子のみ</p> <p>※スポーツテストリーダブック</p> <p>表は高設</p>
32	<p>【CHAPTER XⅢ 資料】 13-2-4 女子申告書(大会申し込み時に提出) P41</p>	<p>削除</p>	<p>13-2-4 女子申告書(大会申し込み時に提出)</p> <p>ボクシング部</p> <p>主審</p> <p>競技会名</p> <p>競技期日</p> <p>上記競技会において女子ボクシングの実験競技の部の参加申し込みがあり、現在の状況、症状または疾病は、下記の通りであることを申告致します。</p> <p>1. 妊娠・・・イ、している □、していない</p> <p>2. 下腹部痛を伴う持続する骨盤部の疼痛または腰痛が・・・イ、ある □、ない</p> <p>3. 月経に伴って強い下腹部痛が・・・イ、ある □、ない</p> <p>4. 月経の出血が非常に多いか不規則な生理出血が・・・イ、ある □、ない</p> <p>5. 競技後の月経が止まっていて妊娠の可能性が・・・イ、ある □、ない</p> <p>6. 乳房からの出血や膿汁のような分泌物が・・・イ、ある □、ない</p> <p>7. 乳房に腫瘍(しこり)が・・・イ、ある □、ない</p> <p>8. 乳房の外傷や手術または形成術を受けて乳房の外形または欠損が・・・イ、ある □、ない</p> <p>年 月 日</p> <p>所属 氏名</p> <p>住所</p> <p>年 月 日 指導者(日本責任者) 氏名</p> <p>※20歳未満の場合、以下も記入する事。</p> <p>指導者または法定代理人 氏名</p> <p>住所</p> <p>主審者確認印 競技者確認印</p>

NO	項目	改正後	改正前
33	<p>【CHAPTER XⅢ 資料】 13-5-1 競技(出場)停止書類(頭部外傷・脳振盪)(様式4:選手手帳に挟むこと) P57</p>	<p>13-5-1 競技(出場)停止書類(頭部外傷・脳振盪)(様式4:選手手帳に挟むこと) 〃 大会名: 〃 受傷日: 試合番号: 〃 選手氏名: 日渡登録番号: 〃 受傷内容(傷病名): 〃 競技(出場)停止期間: 30日間 90日間 180日間 1年間 () 〃 停止解除予定日: 年 月 日 記載医師 〃 <初回診察>(試合後翌日までに受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見:(神経学的所見と脳振盪症状のチェック) 〃 〃 検査(X-p CT MRI) 〃 所見: 〃 〃 脳振盪症状の有無: 有 無 〃 診断と方針: 〃 専門医(署名捺印) 〃 <停止解除時診察>(スリーピング開始前に受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見:(神経学的所見と脳振盪症状のチェック) 〃 〃 脳振盪症状の有無: 有 無 〃 競技再開の可否: 可 否(追記) () 〃 専門医(署名捺印) 〃 年 月 日 都道府県連医事委員長確認(署名捺印) 〃 <u>保証は所管都道府県連医事委員長でもよい。その場合、保証した医事委員長は所管都道府県連医事委員長に</u> <u>必ず連絡する。</u>医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。 〃 (競技再開後、日渡へ送付)</p>	<p>13-5-1 競技(出場)停止書類(頭部外傷・脳振盪)(様式4:選手手帳に挟むこと) 〃 大会名: 〃 受傷日: 試合番号: 〃 選手氏名: 日渡登録番号: 〃 受傷内容(傷病名): 〃 競技(出場)停止期間: 30日間 90日間 180日間 1年間 () 〃 停止解除予定日: 年 月 日 記載医師 〃 <初回診察>(試合後翌日までに受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見:(神経学的所見と脳振盪症状のチェック) 〃 〃 検査(X-p CT MRI) 〃 所見: 〃 〃 脳振盪症状の有無: 有 無 〃 診断と方針: 〃 専門医(署名捺印) 〃 <停止解除時診察>(スリーピング開始前に受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見:(神経学的所見と脳振盪症状のチェック) 〃 〃 脳振盪症状の有無: 有 無 〃 競技再開の可否: 可 否(追記) () 〃 専門医(署名捺印) 〃 年 月 日 都道府県連医事委員長確認(署名捺印) 〃 <u>(保証)</u> 〃 医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。 〃 (競技再開後、日渡へ送付)</p>
34	<p>【CHAPTER XⅢ 資料】 13-5-2 競技(出場)停止書類(頭部外傷以外)(様式4:選手手帳に挟むこと) P58</p>	<p>13-5-2 競技(出場)停止書類(頭部外傷以外)(様式4:選手手帳に挟むこと) 〃 大会名: 〃 受傷(発症)日: 試合番号: 〃 選手氏名: 日渡登録番号: 〃 受傷内容(傷病名): 〃 記載医師 〃 <初回診察>(受傷(発症)後速やかに受診すること) 〃 受診日: 〃 診察所見: 〃 〃 検査(X-p CT MRI) 〃 所見: 〃 〃 診断と方針: 〃 競技(出場)停止期間(見込み): 〃 専門医(署名捺印) 〃 <停止解除時診察>(スリーピング開始前に受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見: 〃 〃 競技再開の可否: 可 否(追記) () 〃 専門医(署名捺印) 〃 年 月 日 都道府県連医事委員長確認(署名捺印) 〃 <u>保証は所管都道府県連医事委員長でもよい。その場合、保証した医事委員長は所管都道府県連医事委員長に</u> <u>必ず連絡する。</u>医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。 〃</p>	<p>13-5-2 競技(出場)停止書類(頭部外傷以外)(様式4:選手手帳に挟むこと) 〃 大会名: 〃 受傷(発症)日: 試合番号: 〃 選手氏名: 日渡登録番号: 〃 受傷内容(傷病名): 〃 記載医師 〃 <初回診察>(受傷(発症)後速やかに受診すること) 〃 受診日: 〃 診察所見: 〃 〃 検査(X-p CT MRI) 〃 所見: 〃 〃 診断と方針: 〃 競技(出場)停止期間(見込み): 〃 専門医(署名捺印) 〃 <停止解除時診察>(スリーピング開始前に受診する) 〃 受診日: 〃 診察所見: 〃 〃 競技再開の可否: 可 否(追記) () 〃 専門医(署名捺印) 〃 年 月 日 都道府県連医事委員長確認(署名捺印) 〃 <u>(保証)</u> 〃 医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。 〃</p>